

ユーアイ・テクノス安全衛生協議会 規約

(名称及び事務所)

第1条 (1)本会は株式会社ユーアイ・テクノス安全衛生協議会（以降、本会とする）と称する。

(2)本会事務局は、株式会社ユーアイ・テクノス南東京営業所内（東京都大田区東馬込 1-17-8）に置く。

(目的)

第2条 本会は、安全意識の高揚により労働災害の防止に努め、会員及び従業員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(正会員)

第3条 本会の正会員は、株式会社ユーアイ・テクノス及び同社との工事契約締結会社（協力会社と称す）により構成する。

(賛助会員)

第4条 本会の賛助会員は、株式会社ユーアイ・テクノス社に対して継続的に資機材を納入している会社により構成する。

(役員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

| | | | |
|---------|----|-----|----|
| 会 長 | 1名 | 委 員 | 3名 |
| 副 会 長 | 1名 | | |
| 事 務 局 長 | 1名 | | |
| 監 事 | 1名 | | |

(役員の仕事)

第6条 本会の役員は次の会務を行う。

(1)会長は本会を代表し、会務を統括すると共に活動の指示をする。

(2)副会長は会長を補佐し、会長に事故等の不都合があるときはこれに代る。

(3)監事は本会の会計を監査する。

(4)事務局長は本会の会務および会計を行う。

(役員を選任と任期)

第7条 本会の役員を選任と任期は次の通りとする。

(1)役員は総会に於いて選任する。

(2)会長及び副会長は役員の間選により選任する。

(3)監事及び事務局長は会長がこれを指名する。

(4)役員の仕事は2年として再任を妨げない。

(災害防止活動)

第8条 本会は第2条の目的達成の為、次の災害防止活動を行う。

(1)災害防止に関する事。

- (2)安全衛生教育に関すること。
- (3)各作業所間の連絡及び調整に関すること。
- (4)安全パトロールに関すること。
- (5)協議事項の周知徹底に関すること。
- (6)その他、協議会の目的達成に必要なこと。

(総会)

第9条 本会の総会は毎年1回開催する。但し、必要ある場合は臨時総会を役員会の決議により開催することができる。

第10条 次の事項は総会の議決を要する。

- (1)予算及び決算
- (2)会務及び会務計画の承認
- (3)役員を選任
- (4)規約の改正
- (5)その他役員が認めた重要事項

第11条 総会は過半数の正会員の出席(委任状の提出含む)を以て成立し、議事は出席人数の過半数で決する。

(役員会)

第12条 役員会は第5条の役員で構成し、必要により議長がこれを召集する。
会議は構成員の3分の2以上の出席を以て成立し、議事は出席人員の過半数で決する。

(会費)

第13条 協議会の運営に必要な会費は、以下のとおりとする。
(1)会費は年会費とし、正会員は24,000円/会員社、賛助会員は12,000円/会員社とする。
(2)㈱ユーアイ・テクノスの補助会費は年額120,000円とする。

第14条 会費の金額は、総会の議決により変更できる。

第15条 会費の徴収は、毎年の総会後に行う。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終る。

(決算)

第17条 本会の決算は第16条の会計年度により行う。

付則： 本規約は平成22年9月7日から施行する。

： 本規約は平成24年7月5日に賛助会員に関する条文を追加し施行する。